

# 自衛消防組織と防災管理者

## 【自衛消防組織と防災管理者(法8の2の5 法36)】

- ・地震等による被害を軽減するため、大規模な防火対象物の管理権原者は自衛消防組織の設置、防災管理者の選任届と防災管理に係る消防計画を消防長または消防署長に届け出なければならない。
- ・管理権原者が自衛消防組織の統括管理者や防災管理者を兼任することは可能。

## 【自衛消防組織の設置と防災管理者の選任をしなければならない防火対象物(令4の2の4 令46)】

- ・防火管理者が必要な防火対象物で次のもの
  - ① 1項イロ・2項イロハニ・3項イロ・4項・5項イ・6項イロハニ・7項・8項・9項イロ・10項・11項
    - ・12項イロ・13項イ・15項・17項で、かつ以下のいずれかに該当
      - ・地上11階以上で、かつ延べ面積10,000㎡以上
      - ・地上5階以上10階以下で、かつ延べ面積20,000㎡以上
      - ・地上4階以下で、かつ延べ面積50,000㎡以上
  - ② 16項イロで、以下のいずれかに該当
    - ・①の用途の全部または一部が11階以上にある、かつその用途の床面積の合計が10,000㎡以上
    - ・①の用途の全部が10階以下にある、かつその用途の全部もしくは一部が5階～10階にある、かつその用途の床面積の合計が20,000㎡以上
    - ・①の用途の全部が4階以下にある、かつその用途の床面積の合計が50,000㎡以上
  - ③ 16項の2で、延べ面積1,000㎡以上の防火対象物。

## 【防災管理に係る消防計画の内容(規51の8-1)】

- ・自衛消防組織に関すること。
- ・避難通路・避難口その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
- ・定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
- ・防災管理上必要な教育に関すること。
- ・避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。
- ・防災管理についての関係機関との連絡に関すること。
- ・訓練の結果を踏まえた防災管理に係る消防計画の内容の検証および当該検証の結果に基づく当該消防計画の見直しに関すること。
- ・上記に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における防災管理に関し必要な事項
- ・地震発生時における建築物その他の工作物及び建築物その他の工作物に存する者等の被害の想定ならびに当該想定される被害に対する対策に関すること。
- ・建築物その他の工作物についての地震による被害の軽減のための自主検査に関すること。
- ・地震による被害の軽減のために必要な設備及び資機材の点検並びに整備に関すること。
- ・地震発生時における家具・じゅう器その他の建築物その他の工作物に備え付けられた物品の落下・転倒および移動の防止のための措置に関すること。
- ・地震発生時における通報連絡・避難誘導・救出・救護・その他の地震による被害の軽減のための応急措置に関すること。
- ・上記に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における地震による被害の軽減に関し必要な事項
- ・毒性物質・生物剤・放射性物質災害による災害発生時における通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ・上記に掲げるもののほか、建築物その他の工作物における毒性物質・生物剤・放射性物質災害による被害の軽減に関し必要な事項